

河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者公募要領

第1 趣旨について

本要領は、山形県河川砂利等採取公募要綱（平成18年9月27日制定。以下「要綱」という。）に基づき、県管理の一級河川泉田川において、河床掘削工事の代行を条件に河川砂利等の採取を希望する者を公募し、当該採取について河川法第20条の規定に基づく河川の維持の承認を与えようとする者（以下「採取予定者」という。）を決定することに関し、必要な事項を定めるものである。

第2 採取予定者の資格条件について

採取予定者については、次に掲げる要件をすべて満たすことについて、知事の確認を受けた者を資格条件とする。

単体の企業又は団体（経常建設共同企業体、中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する協業組合等をいう。）による希望申出を原則とするが、(2)、(3)及び(8)の要件以外の要件をすべて満たす企業又は団体（以下「申出企業等」という。）が河川砂利等の採取以外の業務を(1)以外の要件のすべてを満たす企業又は団体に下請けさせる場合も含むものとする。

- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること又は登録を受ける見込みであること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可（土木工事業）を受けていること。
- (3) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
- (4) 地域条件として、山形県最上総合支庁管内に主たる営業所（建設業法第7条第1号における経營業務の管理責任者を置く営業所）を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の4第2項の各号の規定に該当しないこと。該当する場合は、その事実があった後2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第127号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）。
- (7) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (8) 専任の連絡担当者を専任で配置できること。
また、連絡担当者に必要な資格要件は、定めない。
- (9) 採取希望申込書の提出期限前2年以内に、河川法（昭和39年法律第167号）、

砂利採取法、建設業法及び採石法（昭和 25 年法律第 291 号）に係る違反による有罪判決、起訴（起訴中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。

第 3 対象箇所の様子について

箇所番号	1
(1) 河川の名称	泉田川
(2) 掘削の場所	新庄市大字萩野地内 (仁田山橋上流) 別添、位置図のとおり
(3) 掘削に係る土地の面積	22,500 m ²
(4) 掘削する砂利等の数量	32,100m ³
(5) 掘削の深さ	縦断図及び横断図のとおり
(6) 掘削の期間	諸手続きが完了した日から令和 5 年 12 月 15 日の日没まで

第 4 河川砂利等の採取の認可等にあたって付される主要な条件について

- (1) 本事業は河道断面の確保を目的とすることから、本要領第 3 (3) の全面積掘削、(5) の深さまでの掘削を実施しなければならない。

また、掘削（採取）にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）令和 3 年 4 月」に基づき実施するものとする。

完了にあたっては、河川管理者の指示する図書を提出し、完了の確認を受けるものとする。

- (2) 採取予定者は、掘削（採取）にあたり、現場状況等により施工条件（第 3 (3) (4) (5)）と施工現場が一致しない場合又は予期することのできない特別の状態が生じた場合は、その旨を河川管理者へ協議し、その指示に従うこと。
- (3) 工事により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づくほか、建設廃棄物処理指針（平成 13 年 6 月 1 日環境省環産第 276 号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号、平成 14 年 5 月 30 日改正）に準拠し、採取予定者の費用において適正に処理すること。
- (4) 河床掘削工事により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に準拠し、採取予定者の

費用において適正に分別・再資源化等を行うこと。

- (5) 日曜日、祝日及び平日日没後の掘削（採取）作業は禁止する。
- (6) 掘削代行工事の施工及び河川砂利等の採取に基づいて他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、採取予定者の責任において解決すること。

第5 採取予定者の決定基準について

河川管理者は、希望申出の内容を審査し、次の項目について総合的に公益性等の程度を判断したうえで決定するものとし、甲乙付け難い場合には、河川管理者が、くじによる抽選又はその他の方法により決定する。

- (1) 河川砂利等の採取を希望する者の協同化等の状況
- (2) 掘削（採取）した砂利等のうち、コンクリート用骨材、土木資材及び建築資材その他として有用な砂利の処理
- (3) 砂利等の掘削（採取）・運搬・洗浄選別の方法（工程を含む。）及び不要残土等の処理方法
- (4) 掘削（採取）した砂利等の使用方法（自家消費又は他者への有償供給の別）

第6 採取希望者申出手続について

- (1) 河川砂利等の採取を希望する者は、その旨を採取希望申込書（別記様式1）及び掘削（採取）計画書（別記様式2）にて、申し出ること。
- (2) 別記様式1及び別記様式2については、最上総合支庁建設部 河川砂防課管理維持調査担当に提出すること。
- (3) 別記様式1及び別記様式2については、書面（1部）を持参して提出すること。
- (4) 別記様式1及び別記様式2については、令和5年6月19日（月）午前9時から受付を開始し、令和5年6月23日（金）午後4時を期限とする。

第7 この公募に対する質問について

- (1) この公募に対して、質問がある場合は、次に従い書面により提出すること。
 - ① 受付期間
令和5年6月19日（月）から令和5年6月20日（火）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）とする。
 - ② 提出場所
第6（2）に記載する場所
 - ③ 提出方法
書面は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) （1）の質問に対する回答については、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間

令和5年6月21日（水）から令和5年6月23日（金）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

② 閲覧場所

最上総合支庁建設部建設総務課建設閲覧室

第8 河川砂利等の採取予定者の決定及び通知について

知事は、応募者に対して、河川砂利等の採取予定者の決定結果を通知する。

第9 河川砂利等の採取予定者等の公表について

知事は、採取予定者の決定後、採取予定者の氏名及び採取認可の状況等を最上総合支庁建設部建設総務課建設閲覧室にて、閲覧に供する。

第10 河川砂利等の採取の認可等の申請手続について

- (1) 河川砂利等の採取予定者として通知を受けたものは、知事に対し、河川法第20条の規定に基づく承認及び砂利採取法第16条の規定に基づく認可の申請手続を速やかに行うこと。
- (2) 河川砂利等の採取の認可等の申請書の提出先は、最上総合支庁建設部建設総務課とする。

第11 その他

- (1) 河川砂利等の採取希望申込書及び採取の認可等の申請書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (2) 本事業において実施する掘削（採取）について、粗雑な掘削又は正当な理由が無く、期限内に完了しなかった場合は、施行令第167条の4第2項の第1号の工事及び第5号の契約と同等のものとして取り扱うものとするので留意すること。
- (3) 本事業のうち砂利採取法第16条の規定に基づく認可を要する場合、当該認可の申請に対する審査の手数料については、山形県手数料条例（平成12年3月21日山形県条例第8号）第4条に規定する「公益上特に必要と認めるとき」に該当するものとして取り扱うこととし、当該手数料については免除する。
また、本事業において実施する掘削（採取）は河川工事又は河川の維持そのものであるため、山形県河川流水占用料等徴収条例（平成12年3月21日山形県条例第38号）第3条第3項に規定する河川産出物採取料の徴収の対象とはならない。
- (4) 河川砂利等の採取を希望する者が自ら掘削（採取）した砂利等の洗浄選別等を別の企業又は団体に下請けさせる場合には、当該企業又は団体においても、砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録及び同法第16条に規定する砂利採取計画の認可が必要となるので注意のこと。

- (5) 公募対象箇所の調査を希望する者は、最上総合支庁建設部河川砂防課に申し出のうえ、その指示・立ち会いの下で自らの負担において行うことができる。
ただし、調査は第6(4)による申込書提出期限前に終了しなければならない。
- (6) 提出された採取希望申込書は返却しない。
- (7) 提出期限以降の採取希望申込書の提出及び掘削（採取）計画書の訂正等は認めないが、最上総合支庁建設部河川砂防課の指示による訂正等についてはこの限りでない。
- (8) 掘削（採取）の場所への進入路については、採取予定者の責にて、確保するものとし、河川敷地内に進入路等の仮設構造物の設置を必要とする場合には、河川管理者と協議しなければならない。
- (9) 作業に伴い、周囲を汚染しないよう対策を行うこと。また運搬路として利用した公道等を汚損させた場合、採取予定者の責にて、速やかに清掃しなければならない。
- (10) 作業に伴い、騒音、振動又は地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合には、河川管理者と協議しなければならない。
- (11) 作業に伴い、地域住民及び関係機関との連絡及び調整が必要とする場合には、採取予定者の責にて、実施しなければならない。

以上